
第2回令和6年能登半島地震対応検証委員会

説明資料

令和6年9月26日

射水市

1 主な課題・対策案の整理

① 住民の避難行動

課題	対策案
津波ハザードマップの理解・周知	<ul style="list-style-type: none">・原則、徒歩による避難を周知・津波を想定した実効性のある訓練を実施・海拔表示看板を拡充（増設、浸水深を追記）
避難方法・手段	<ul style="list-style-type: none">・自動車による避難ガイドラインの検討・渋滞箇所をハザードマップに追記し、可視化することで徒歩による避難を促進・指定緊急避難場所を拡充
地区ごとの避難方法の習熟	<ul style="list-style-type: none">・津波ハザードマップの浸水リスクを周知・地区防災計画の策定推進

地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル	
現行計画の対応箇所（抜粋）	見直しの方向性
<p>津波ハザードマップの普及・啓発:射水市津波ハザードマップを住民に周知し、津波災害に際する避難について、知識の普及・啓発を実施する。[地域防災計画]</p> <p>外国人対策:外国人対応等における外国語による防災情報の提供など、日ごろから避難所等の周知や防災知識の普及・啓発に努め、防災訓練への参加を呼び掛ける。[地域防災計画]</p>	
<p>避難の原則:津波避難対象区域外のできるだけ内陸部又は高台へ避難する。時間的・地理的要因により、避難対象区域外に避難できない場合は、指定緊急避難場所等を活用し避難する。[津波避難計画]</p> <p>避難方法:徒歩を基本とする。ただし以下の場合には車両の使用を認める。 ①高齢者や障害者などが長い距離を避難する場合②避難者が自力で避難できない等。[津波避難計画]</p>	
<p>住民に求められる津波からの避難等:避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。[地域防災計画]</p> <p>自主防災組織等の育成・強化:地域における防災活動の中心となる、自主防災組織の育成・強化を図るとともに地区防災計画の策定に努め、地域防災力の向上に努める。[地域防災計画]</p>	

津波シミュレーション動画 【神奈川県鎌倉市】

- 津波避難計画の推進と合わせ、防災訓練や防災教育の機会を捉えて津波シミュレーションを活用し、さらなる防災意識の啓発、避難訓練の実施、避難経路や避難ビルの整備に取り組んでいる。津波シミュレーション動画は、もし津波が本市に襲来した場合、どのような被害が起きるのかを市内4箇所をポイントにコンピューターグラフィックで再現し、具体的な避難をイメージしてもらうとともに、津波発生メカニズムや想定される地震と津波の到達時間などをわかりやすく解説している。



出典：神奈川県鎌倉市ホームページ

津波災害時における自動車による避難ガイドライン 【福島県いわき市】

○平成28年11月、東日本大震災後初めてとなる津波警報の発表に伴い、自動車での避難行動をとった方が多く、道路渋滞等が発生したことを課題として捉え、津波災害時における自動車による避難の指針となるガイドラインを決定した。

要配慮者及び支援者等による自動車訓練の様子



出典：いわき市ホームページ

<津波災害時における自動車による避難ガイドライン抜粋>

■基本的な考え方

津波災害時の避難方法は、最寄りの津波避難場所や高台などへ**原則徒歩**とする。

ただし、最寄りの津波避難場所や高台まで相当な距離がある場合、また、**避難行動要支援者等徒歩での避難が困難な場合**など、やむを得ず自動車により避難する場合は、徒歩による避難行動を妨げることをないよう、かつ、津波浸水想定区域より内陸部へ移動するよう促すこととする。

■自動車による避難

やむを得ず自動車による避難をされる方は、最寄り（500 m範囲内）の津波避難場所や避難所を目指すのではなく、津波浸水想定区域外に避難する。

また、**避難行動要支援者等を同乗させ最小の台数で避難**できるよう、日頃から地域内において協議しておく。

避難方法の明示 【岩手県大槌町】

- 東日本大震災において、中心部の避難場所で最も高い中央公民館への最短ルートに車が殺到し、町の東西を結ぶ唯一の幹線道路が1キロ以上渋滞し、立ち往生中に津波に襲われ、多くの犠牲者が出たことを受けて、渋滞に影響しづらい避難場所に避難する場合に限り車での避難を認めた。

<地域防災計画抜粋>

- 避難は、原則として徒歩による**ものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。**ただし、徒歩での避難が困難な避難行動要支援者については、自動車避難を容認する。**
- 新型コロナウイルス感染症対策やペットとの避難などを理由に、**やむを得ず自家用車で避難する場合は交通渋滞を回避するため、大槌川及び小槌川の上流にある避難施設（旧金沢小学校、リサイクルセンター隣仮設住宅跡地等）に限り、自動車避難を容認する。**

大槌町津波避難計画を改定しました

大槌町津波避難計画を改定しましたので、その概要をお知らせします。大槌町津波避難計画は、全町版と地区版の2つがあり、それを合わせて町の津波避難計画としています。

全町版の改定概要

1. 対象とする地震・津波

令和3年5月に岩手県が発表した新たな津波浸水想定（令和3年9月に発行した大槌町防災ハザードマップに記載しているもの）

2. 避難指示を発令する避難対象地域

避難情報の種類	津波警報等の種類	避難対象地域
避難指示	大津波警報	最大クラスの津波浸水想定のおも浸水域の行政区（町名）※1
	津波警報	
	津波注意報	防潮堤外の地域

※1：白沢、桜木町、花輪田、上町、本町、大町、末広町、新町、須賀町、栄町、小枕、安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、港町、新港町、赤浜一丁目、赤浜二丁目、赤浜三丁目、吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、浪板、沢山、迫又、瀧水、大ケロー一丁目、大ケロー二丁目、楡内

3. 避難方法

- ① 避難方法は原則徒歩
 - ② 避難行動要支援者※2とその支援者については、車避難を容認する。
 - ③ それ以外の人がやむを得ず※3車避難をする場合は、大槌川・小槌川の上流にある施設（旧金沢小、リサイクルセンター隣仮設住宅跡地）に限り、自動車避難を容認する。
- ※2：災害時に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人
※3：新型コロナウイルス感染症対策やペットとの避難などを理由とする場合

4. 避難誘導に従事する者の安全確保

- ① 自らの命を守ることを一番の基本とする。
- ② 避難誘導などに従事する人は、気象庁の発表する津波到達予想時間の少なくとも「15分前」には安全な高台に退避を完了する。

5. 要配慮者の避難支援

避難行動要支援者に関する個別避難計画※4を策定するよう努める。

※4：避難行動要支援者一人一人に対する支援方法を定めるもの

地区版

大槌町津波避難計画の地区版は、住んでいる地域のもを本号の折り込みにて配布しています。それ以外の地域のものが必要な場合は、防災対策課までお問い合わせください。

1 主な課題・対策案の整理

② 避難所開設・運営

課題	対策案
避難所の開設 (解錠)	<ul style="list-style-type: none">・解錠ボックスの設置や緊急時にガラスを割る位置を共有・ファーストミッションボックス（避難所開設・運営の手順等をまとめたもの）の設置
配備職員の分掌事務（避難者名簿の作成等）の対応難	<ul style="list-style-type: none">・避難所における人数把握、円滑な被災者支援のため、デジタル技術を活用したシステムの導入を検討・地区防災計画の策定推進
避難所内の利用区分	<ul style="list-style-type: none">・施設の使用場所や備蓄品の場所等、施設管理者・地域・市で協議し、事前に決定

地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル	
現行計画の対応箇所（抜粋）	見直しの方向性
避難所の運営主体: 避難所は、避難所開設担当職員、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設・運営する。市による避難所開設が間に合わない状況では、避難者による自主的な避難所運営が必要となる。[地域防災計画] 避難所施設の鍵の保管: 鍵の保管・管理方法等を事前に決定し、避難所ごとに「鍵管理・緊急時連絡先一覧」を作成し、定期的に見直し、更新する。[避難所開設・運営マニュアル]	
避難者名簿の作成・管理: 避難者名簿への記入は、世帯単位で避難者自身が記入し、避難者グループの代表者または被災者管理班に提出してもらう。受付窓口で対応できない場合は、避難者グループ代表者に協力を依頼し、避難者名簿への登録を徹底する。[避難所開設・運営マニュアル]	
避難者受入スペースの確認(事前対策): 各避難所において、避難者を受入れるスペース（施設・部屋等）について、事前に自主防災組織、施設管理者及び市で確認を行っておく。特に、受入れてはならない施設・部屋や使用する施設・部屋の優先順位について事前に検討を行い、相互理解を得ておくこととする。[避難所開設・運営マニュアル]	

1 主な課題・対策案の整理

② 避難所開設・運営（続き）

課題	対策案
避難所の運営・運営主体等	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の特性に合わせて、避難所ごとに施設運用を検討 避難所の立ち上げにおけるリーダー選出の必要性や選出方法を周知
備蓄品の不足	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した備蓄品の管理・運用 各施設に備蓄品の保管スペースの確保（拡大）について協力依頼し、備蓄数量の増に努める 施設側と協議の上、必要な物資の設置を検討 家庭での備蓄の推進
要配慮者・避難行動要支援者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者のため、事前に利用する部屋、レイアウトなどを決めておく。 避難行動要支援者に対する地域の支援マニュアルを作成し、支援協力体制を確立

地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル	
現行計画の対応箇所（抜粋）	見直しの方向性
<p>各避難所に応じた避難所運営マニュアルの作成及び習熟:①自主防災組織、自治会・町内会、施設管理者、行政担当者と協議した上で、各避難所に応じたものを作成する。② 避難所運営組織の中心となる人や自主防災組織等には、作成した避難所運営マニュアルを事前に配布しておく。③ 自治会・町内会、行政担当者、施設管理者が一体となった避難所開設・運営に関する訓練を実施し、マニュアルの習熟に努める。 [避難所開設・運営マニュアル]</p>	
<p>食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備:被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制を定めておくとともに、防災資機材等の整備を推進する。更に、要配慮者に配慮した品目を積極的に補充する。また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、市は、日ごろから、個人備蓄の啓発・奨励を行う。[地域防災計画]</p>	
<p>避難者受入れスペースの確認:避難所のスペースの一部に、高齢者、障がい者等の要配慮者の専用スペースを設置できる場所を確保し、バリアフリー設備の整備に努める。[避難所開設・運営マニュアル]</p> <p>避難行動要支援者の支援体制の整備 :避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。[地域防災計画]</p>	

1 主な課題・対策案の整理

② 避難所開設・運営（続き）

課題	対策案
女性のプライバシー等への配慮と女性視点の活用	<ul style="list-style-type: none">・段ボール間仕切り等によるプライベートスペースや更衣室、妊産婦のための授乳室等の確保・男女のニーズの違いなどに配慮し、運営スタッフに女性を積極的に登用
ペット同行避難への対応	<ul style="list-style-type: none">・ケージに入れての避難や屋外での飼育スペース等確保・ペット同行避難所の検討
避難者要望への対応（食糧・物資の配布）	<ul style="list-style-type: none">・地域防災計画等に避難先の切り替え時期や備蓄品の提供時期について明記・各避難所での運営スタッフの役割の明確化及び担い手育成について検討

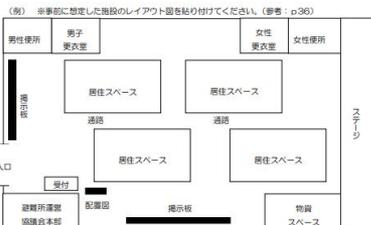
地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル	
現行計画の対応箇所（抜粋）	見直しの方向性
<p>避難スペースの確保: 女性専用室（更衣、授乳、乳幼児室、洗濯場、洗濯物干し場、洗面所）の確保に努める。女性用の施設については、人の目線や導線等についての配慮を行う。[避難所開設・運営マニュアル]</p> <p>避難所運営委員会: 男女のニーズの違い、女性の視点などを考慮し、複数の女性を積極的に登用する。[避難所開設・運営マニュアル]</p>	
<p>ペット連れの避難者への対応: ペット連れの避難者に対しては、ペットの飼育ルールを説明するか、又はコピーを配布し、管理の徹底を図る。ペットの飼育場所を居住スペースから離れた場所に設置する。ペットの飼育は、ペットを持ち込んだ避難者自身が行うものとする。[避難所開設・運営マニュアル]</p>	
<p>食料・物資の配布: 配布を行う場合には、配布ルールを決め、委員会の協力を得てから実施する。物資や食料が避難者数に足りない場合は、高齢者、子ども、妊婦等の避難者へ優先的に配布する。配布に当たっては、状況に応じて適切な方法により配布を行う。[避難所開設・運営マニュアル]</p>	

避難所モデルプランの作成 【三重県】

○三重県では、地域でマニュアルづくりを進めていくため基本モデルを作成した。各地域において、この基本モデルをベースとして、部屋のレイアウト等を検討しながら地域毎の避難所運営マニュアルの作成を進め、住民の自治による開設・運営を目指している。

避難所運営マニュアル 基本モデル

～地域でマニュアルづくりを進めていくために～



- 【変換除外施設】
- 新着運動スペースとして必要な遊歩教室
 - 保健室
 - 機庫・化学薬品がある特別教室
 - 給食施設
 - 放送室
 - その他学校運営に必要とする最小限の施設
 - 管理スペースとしての校長室・職員室・事務室・管理情報室

- 体育館以外で個室を確保した方が良いスペース
- 避難所運営委員会本部
 - 職員室
 - 配膳室
 - 感染対策のための個別スペース
 - 感染対策等実施のための特別スペース (発熱・下痢等の有症者/投薬用)
 - 高齢者 (要配慮者) の部屋、福祉スペース
 - 子ども、親子で安心して遊べる空間
 - 災害時に設置される固定電話のブース
- 【居室スペースに必要なもの】
- 敷物(寝巻機、敷料・寝巻機用(機庫)、ラックなど) □ 簡易ベッド、毛布など □ 経理帳簿/ノルマ帳、検印簿(部員用)、発生メモ、発生記録、検印帳など □ その他(歯ブラシ、歯磨き粉、洗面用品、タオル、ハンカチなど) □ 飲料、お茶、水など

＊体育館以外のスペースの利用については、施設管理者等とよく話し合い、学校教育活動に必要なスペースはあらかじめ外しておきましょう。
＊出入口等にスロープ設置、トイレの設置などにも配慮しましょう。
＊観光客等宿泊避難者スペースを確保しましょう。
＊女性の洗濯物干場を確保しましょう。
＊ペレットについては、原則として避難所の持ち込みは禁止とされていますが、ペレットの持込避難者受け入れについては、避難所運営委員会で話し合い、最終的に避難所ごとに対応を判断してください。ブランド等の変更も合わせて、各施設トイレの設置、扉と必要機器、夜出し場所などへの活用、家事等で避難して行く人の対応など、事前に施設管理者等とよく話し合って確認してください。
＊仮設トイレの設置に当たっては、特に女性や子どもの安全、安心に配慮しましょう。
＊感染対策として、体調不良者のための個室もしくは個別スペースを確保するとともに、居住スペースを確保する際にはできるだけ隔離を確保し、動線が交わらないようにしましょう。

出典：三重県ホームページ

避難所 モデル プラン

みんなでつくる
安全で安心な避難所

出典：(一社)東京都建築士事務所協会

居住スペース

できるだけまとまった広さが取れる体育館や教室、会議室などを選び、避難者の生活スペースを設けます。

基準となるスペース

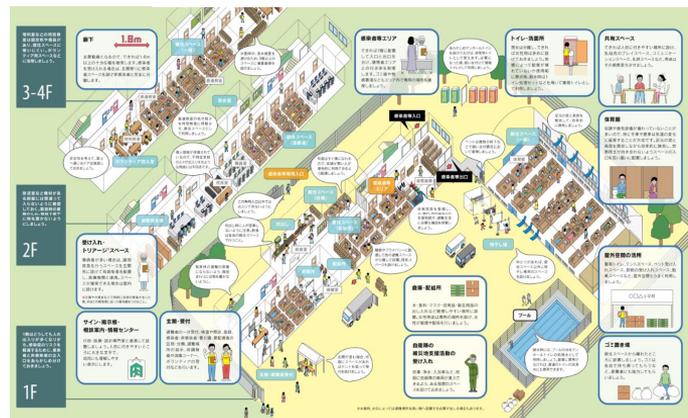
居住単位空間は、以下の目安に当てて設定します。感染症対策としては1人あたり4㎡を確保したいとありますが、面積が不足する場合は単体単位で区画を設けることで、1人あたりの面積を確保し収容人数を増やすことができます。

面積の目安

一般(個人)	4㎡/人、簡易間仕切り
一般(2-3人家族)	2.5-3㎡/人、簡易間仕切り
一般(4人家族)	2.5㎡/人、簡易間仕切り
高齢者等	6㎡/人、簡易間仕切り・ベッド
妊婦	6㎡/人、簡易間仕切り・ベッド
感染者・要配慮者	9㎡/人、簡易間仕切り・ベッド

居住スペース各所の仕上げ

床	ブルーシート・断熱マット等	ほこり対策・高圧水対策。
壁	簡易間仕切り・段ボール・カーテン・簡易デント等	高さ1.5m程度、通風も考慮して配置を決定する。緊急時用テープで仮固定を要する。アレルギーの増悪と飛沫の飛散防止・虫入りは防止が必要となります。
ベッド	簡易ベッド・段ボールベッド等	ほこり対策と衛生上、20cm以上の高さが望ましい。ベッドに転用できるボールルーム等を備蓄品の収納に使用しておく。
通廊、居住スペース、上下足	テープや仕切りなどで区画を明確にする。	
換気回数	自然換気の方法を考慮しておく。一般居室込みの1時間1回で十分かつ、場合によってはCO2濃度監視装置の活用も検討する。	



ペットのための災害対策関連情報 【宮城県仙台市】

○仙台市では、災害時に備え、飼い主が準備しておくべきポイントやペットも飼い主と一緒に同行避難するためのパンフレットを作成している。また、仙台市獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、災害時における被災動物の保護・収容など救護活動に関する必要な情報交換を行っている。

災害時は 《ペットの命を守ることは、人の命を守ること》

ペットも一緒に同行避難!

★仙台市の避難所運営マニュアルには「ペット連れ避難者への対応」の記載があります。

仙台市の避難所運営マニュアルを請求し、**(4)マニュアルシート**をごらん下さい。

仙台市の避難所運営マニュアル QRコード



仙台市被災動物救護対策連絡会
公益社団法人 仙台市獣医師会 TEL 022-387-5225
アニマル仙台(仙台市動物管理センター)
NPO法人エーキューブ

「ペット連れ避難者への対応」

- ★ ペットと一緒に避難するについては、避難所に入る前に、ペットの持ち物について事前確認を依頼する必要があります。
- ★ 以下の状態で、ペット連れ避難者の受け入れを行います。(シートFは1枚です。)

★ ペット連れ避難者の受け入れ「ペット避難者用」に記載します。

★ ペット連れ避難者の受け入れ「ペット避難者用」に記載します。

★ 避難の有無判断などを事前に、ペットスペースを決定します。

★ 感染症予防対策として、他の避難者の接触にペットは入れません。

ペットの受け入れは、人によつて意思のあいごがあるため特に留意します。

★ 避難所運営マニュアルには、原則「原則」にスペースを確保して、収容とめるなどし、飼い主に責任を持って飼育してもらいます。

★ 避難所運営マニュアルには、以下の点の厳守を要求して、収容のスペースを確保してください。

- ・ ケーシングなどあり、感染症対策を徹底して実施する。
- ・ 他の避難者の避難スペースとは異なる。
- ・ 避難の有無判断などにも対応し、他の避難者等と十分距離をとり、動物管理センターと連絡する。

★ ペット連れ避難者の責任を十分説明し、他の避難者には接触を避けてペットスペースを確保してもらいます。

★ ペットの飼育についてルールを決め、飼育者に徹底してもらいます。

- ・ 飼育に関する情報は、事前に共有しておく。

シートFは1枚です。チェックした項目を、避難所到着まで継続して確認。

地域の避難訓練の事例

仙台市

平成 17 年より毎年 6 月 12 日に地域の防災訓練を実施している。その際には仙台市獣医師会とボランティアによるペットとの同行避難と動物救護所設置運営訓練も実施されている。



防災訓練におけるペット同行避難訓練の様子（仙台市）

1 主な課題・対策案の整理

③ 災害対策本部の運営

課題	対策案
市職員の人手不足	・職員参集基準の見直し検討
職員分掌事務の対応難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部での各担当班が自律的に機能するよう体制を周知、確認 ・情報収集・伝達、広報活動等でデジタル技術を活用し、円滑かつ効果的な手法を検討
避難者等への情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外拡声子局からの放送だけでなく、複数の媒体を活用した情報の伝達 ・フェーズごと整理された情報発信

地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル	
現行計画の対応箇所（抜粋）	見直しの方向性
<p>第2次非常配備:「震度5強」及び「津波警報発表」の時点で「第2次非常配備」に相当自動参集職員：各部長、班長、係長以上（職員総数の1/3程度）[地域防災計画]</p> <p>第3次非常配備:「震度6弱以上」及び「大津波警報発表」で「第3次非常配備」となり、職員全員が参集。「避難所開設担当職員」が各担当避難所に参集することになっている。[地域防災計画]</p>	
<p>射水市職員行動マニュアルの活用・充実:災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正等を行い、充実を図る。[地域防災計画]</p> <p>初動体制の習熟:初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を実施し、習熟を図る。[地域防災計画]</p>	
<p>防災行政無線の整備:防災行政無線のデジタル化とともに、市内全域を網羅する防災行政無線の整備に努める。更に、多種・多様な伝達手段等と連携した、防災情報システムを構築する。[地域防災計画]</p> <p>デジタル防災行政無線システムの活用:緊急情報を、「デジタル防災行政無線システム」を活用して、災害時における避難指示等の緊急情報の迅速な伝達を行う。[地域防災計画]</p>	

A I 防災チャットボット 【兵庫県伊丹市】

○伊丹市では令和3年6月1日より、防災に特化した伊丹市LINE公式アカウント「伊丹市防災」を運用。

AI防災チャットボットを活用し、災害時に伊丹市内の状況を市民等のユーザーからリアルタイムに被害情報を収集・集約し、その情報を伊丹市役所内部および関係機関と情報共有を図るとともに、ユーザーに気象情報や避難情報をはじめとする行政情報を提供することで、災害時に自助および共助の適切な行動ツールとしている。



LINE防災アプリ 「伊丹市防災」

防災アプリ機能

- 災害情報登録**

周りの災害情報を送信することで、利用者間でその情報を「災害情報（地図）」で共有します。
- 災害情報（地図）**

伊丹市防災 - 災害報告マップ
- 気象・防災情報**
 - 【天気予報】「位置情報」で登録した場所の12時間先までの天気予報をピンポイントで取得できます。
 - 【台風情報】台風進路予想図を確認できます。
 - 【警報・地震情報（PUSH配信）】地震や気象警報等に関する災害が発生する恐れのある情報を情報ごとに、プッシュ型のメッセージ配信でお知らせします。
- 避難支援（実証中）**

AIチャットボットが避難情報などの情報をもとに避難誘導することで、円滑な避難を支援します。
- 防災情報サイト**

屋外拡声器の放送内容、被害状況、日頃の備えなどの防災のホームページのリンクを掲載
- Web版防災マップ**

Web版防災マップ（内水、洪水、土砂災害、高潮）のホームページを掲載
- 感染症情報**

感染症情報のホームページのリンクを掲載

1 主な課題・対策案の整理

④ 関係機関との連携、受援体制

課題	対策案
受援体制の機能不全	<ul style="list-style-type: none">・日頃から研修や訓練等を通じた、受援体制の確認・関係機関からのプッシュ型の情報提供及び情報共有・県内で共同利用が進んでいる「被災者再建支援システム」を導入することで、作業効率の向上、職員の負担軽減を図る

応援要請（情報受発信）の困難等	<ul style="list-style-type: none">・日頃から研修や訓練等を通じた、受援体制の確認・災害対策本部での各担当班が自律的に機能するよう体制を周知確認
-----------------	---

地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル	
現行計画の対応箇所（抜粋）	見直しの方向性
<p>相互応援体制の整備:市は、あらかじめ協定を締結するなど広域的相互応援体制の整備充実を図る。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画（マニュアル）に沿って受援体制の整備に努めるものとする。 [地域防災計画]</p>	
<p>射水市災害時受援計画（マニュアル）において、人的支援の受け入れ、物的支援の受け入れ、その他の受援について、受入れや応援要請の手順、対応等が定められている。</p>	

2 今後のスケジュール

11月22日(金)15:00～

第3回 検証委員会

**内容：地域防災計画や各種マニュアル等の見直しの
方向性を整理**

2月（未定）

第4回 検証委員会

内容：とりまとめ